

明治維新时期における宿駅制度の諸問題（一）

——甲州道中甲府柳町駅大助郷一件を中心に——

増田 廣實

はじめに

幕末・明治維新の社会的・政治的変革は、交通運輸量の増大をもたらした。特に陸上でのそれは、政治情勢の緊迫化を反映して、五街道をはじめとする公用継立の激増となった。中でも、文久元年（一八六一）中山道での和宮降嫁、慶応元年（一八六五）東海道での第二次征長のための將軍家茂の進発、さらに慶応四年一月の鳥羽・伏見の戦に端を発した東征とそれに続く東北征討にいたる戊辰戦争、明治元年と翌二年の再度の明治天皇の東幸等は、規模の大きなものであり、与えた社会的・政治的影響が極めて深刻であった。

これらの公用継立を支えたものは、周知のように江戸時代初期に、幕府権力を安定維持するために整備確立した公的機関としての宿駅制度であった。この宿駅制度は、幕府崩壊後も新政府に受け継がれ、当面する戊辰戦争遂行のために利用されていた。しかし、この宿駅制度を支える宿・助郷は、幕末には積年の過重な負担により疲弊していたが、維新时期の交通運輸量の激増が加わり、一層疲弊していった。このため、宿・助郷間はもとより、助郷内部でも、相互の利害関係が複雑に絡みあい、対立抗争が起り、人馬継立を不能に陥らせ、宿駅制度の根底を揺り動かしていった。

こうした事態を解消することは容易ではなかった。そのため、先にあげたような大通行の際は、何はともあれ、当面する継立を間に合わせようと、幕府も新政府も様々な塗糊的な対策をたてた。例え

ば「当分助郷」を遠隔の村々に命じる等の措置がそれであったが、その役負担をめぐって新しい紛争の種がまかれ、宿・助郷間の対立抗争を一層複雑にし、かえって宿駅制度の崩壊を深めた。

このようにして、幕末より明治初年にかけて宿駅制度は行きづまり、明治五年ついに廃止されることとなる。この明治初年から五年までの経過の概略は次のようであった。すなわち明治新政府は、戊辰戦争遂行のため、旧来の宿駅制度を継承し、当面それを維持していくが、次第に助郷の範囲を広げ、その強化に努める。そして、江戸開城により関東以西が支配下に入ると、慶応四年閏四月新官制確立の一環として会計官中に駅通司を設置し、その手をもって宿・助郷組替えを軸として、宿駅制度の改革を図った。しかし、この改革は失敗し、宿駅制度を一段と混乱させる結果となり、三年三月再び定立人足・定助郷制度を復活し、宿駅制度の維持に努めた。こうした宿駅制度上の試行錯誤は、その後約二か年間続いたが、その間に三年五月、民部・大蔵両省の合議によつて宿駅での人馬継立を「相對継立会社」に行わせる方針が決定される。以後この方針に従い、やがて「各駅陸運会社」が、東海道を手始めに各地に作られて継立業務を開始した。それにより東海道では五年一月十日、他の街道では同年八月三十日を限りに、宿駅制度は廃止にいたった。

以上の経過によつてわかるように、宿駅制度は、明治初年から五年の廃止までの間は、部分的改革が行われはしても、基本的には旧幕時代以来のものが継承されていた時期とみることができるとはなっていない。この時期での宿駅制度の諸問題は、すでに旧幕時代に端を

発したものが、積年にわたり集積され、維新时期の社会的政治的混乱の中で一層深刻化してきたものであつて、新政府による改革がさらにそれを複雑化し、混乱させたといふことができる。

このような視点から、山本弘文教授等先学の業績を手がかりに、宿駅制度の終末期であるこの時期に焦点をあて、宿駅制度の中でどのような問題が生じたのか、具体的に考察したい。

そのためにも、この時期を後に述べるように宿駅制度上三期に整理し、各期の特質をあげ、宿駅制度の改廢の経過を概略し、その上で三期を特徴付ける具体的な問題について考察したい。すなわち、第一期では、戊辰戦争による軍事輸送の増大を背景に起る宿・助郷間の紛争問題。第二期では、宿・助郷の組替えをめぐる宿・助郷旧助郷と新助郷との紛争問題。第三期では、定立人足・定助郷復活の中で、いち早く宿駅制度から解放されていく馬継立をめぐる問題について、それぞれ稿をあらためて考察したいと考える。

本稿では、右の三期のうち、第一期を中心にとりあげることとする。

註（一）山本弘文「維新时期の街道と輸送」（一九七二・二）法政大学出版局。
「戊辰期における軍事輸送」（一九七九・二）吉川弘文館「日本近世交通史研究」所収。松好・安藤編「日本輸送史」（一九七一）日本評論社。豊田・児玉編「交通史」（一九七〇・二）山川出版社「体系日本史叢書」24。武知京三「明治前期輸送史の基礎的研究」（一九七八・四）雄山閣。

一 新政府による宿駅制度の改廢

新政府による宿駅制度の改廢については、山本弘文教授の著書に詳細に述べられている。¹⁾その論文をもとに、慶応三年十月の大政奉還以後、明治五年の宿駅制度廢止にいたる期間を段階的に整理してみると、次の三期に分けることができる。

- 1 慶応三年十月の大政奉還より、翌四年閏四月の駅通司設置を経て、同年五月の宿・助郷の組替えまでの期間。
- 2 慶応四年五月の宿・助郷の組替えより、明治三年三月定立人

足・定助郷復活までの期間。

- 3 明治三年三月の定立人足・定助郷復活より、同五年八月の宿駅制度廢止までの期間。

これら三期を特色づけている点は、第一期は従来からの宿駅制度を踏襲していることであり、第二期は助郷の拡大と宿の機能を強化を図ったことであり、第三期は、助郷を縮少し、宿駅制度廢止の準備が行われたことであつた。こうした特色を持つと考えられる各期について、少しく詳細にみることにする。

第一期は、大政奉還によつてはじまつた。大政奉還によつて形式的には政権は幕府から朝廷に移つたが、当面実務は従来通りに幕府によつて行われることが確認された。それは、大政奉還後間もない慶応三年十月二十日、徳川慶喜から朝廷に提出された政務に関する八か条の伺書とそれへの朝廷の指示とであつた。伺書に対して朝廷は、同年二十二日上京した諸侯に諮問した結果、規則のできるまでは、「是迄之通可ニ心得」事と指示し施政も幕府に委任することに決した。この徳川慶喜からの「政務八か条」中には、五街道・脇往還宿駅人馬についても含まれていたから、宿駅制度についても他の諸政務と同様に、従来の方針が踏襲され従来通り幕府がそれを管理することが指示されたこととなつた。

施政委任は、翌慶応四年一月とはじまる戊辰戦争のため終りをづけ、新政府の恣意的な施政が開始される。しかし、戊辰戦争が開始されていいたから、新政府による施政は戦争遂行のための、軍事的必要が優先したものであつた。この点、交通運輸についても同様であつて、旧来の宿駅制度を活用し、軍事輸送を一層効果的にはたそうとするものであつた。

この期の軍事輸送の実態については、山本弘文教授によつて明らかにされているが、それによると、戊辰戦争に参加した各藩は、必要な軍業輸送の大部分を宿・助郷に賦課し、その輸送需要を満した。このため、幕末以来、政治情勢の緊迫による公用継立の激増が、宿・助郷を疲弊させ、多くの紛争を生んでいたのに加え、一層事態を

深刻化させることとなった。かかる状況の中で、新政府は戊辰戦争遂行のために宿・助郷の協力を得なくてはならなかったから、疲弊する宿・助郷の負担を少しでも軽減し、その宥和につとめた。

慶応四年二月九日には、太政官布告第八十六号をもって宮・堂上の家来と称し、無賃継立を強要する者に強い警告を出している。また同年四月四日太政官布告第二百二十四号をもって宮・堂上方・諸候・小吏・陪臣等が街道通行にあたり「是迄幕吏等之如キ悪業」や不法の振舞をしないように厳しく達している。他方、宿・助郷の負担軽減のため、同年三月四日布告第三百二十九号をもって、従来助郷を免じられていた宮・堂上家領村々にも、親征中の助郷を命じた。そして、さらに同月二十九日弁事より布告第二百号をもって、第三百二十九号での親征中とした期限を廃し、「海内一同」公平の負担を理由に助郷を命じたのであった。こうして、助郷を拡大して宿駅の機能強化につとめた。

このように、第一期では従来の宿駅制度を踏襲した上で、戊辰戦争遂行に必要な軍運輸送を確保するため、助郷を拡大し、宿駅制度の積極的維持をはかったのであった。

第二期は、慶応四年四月十一日江戸開城以後、戊辰戦争の中心が関東から東北に移ったことに対応して、翌閏四月二十一日太政官制改正を行い、これにもなう駅通司設置によって始まった。

駅通司は、宿駅制度維持の方針をさらに進めるため、「海内一同助郷」から「宿・助郷組替」へと、宿・助郷を一体化して一層機能強化をはかる政策が打出されることとなる。それと平行して、人馬定賃銭の改定・人馬遣高の制限等宿・助郷の保護政策も次々に展開されていくこととなる。これら布告・通達の中で、最初に出されたもので、この時期中最も重要なものは、同年五月八日駅通司布告第三百七十八号であった。

この布告は、近年物価騰貴と往来繁多のため宿・助郷共次第に困窮し、離散の体であるから放置できないという趣旨から発せられたものであった。その要点の第一は、宿・助郷の負担平等をはかるた

め、各駅に東海道七万石、中山道三万五千石、その他一万石の石高をもって助郷を割り付け、高の四分勤で一か年間、一円助郷を命じる。第二は、長年にわたる宿・助郷の利害対立による出費を節約し、円滑な運営をはかるため、宿・助郷を一体とし、人馬は人別に応じ足し銭は石高に依じて出させることとする。第三は、無賃人馬・木銭米代の休泊が禁止され、人馬遣高制限も行われたので、宿駅側も雇賃銭・宿料等も時相場に依じて減額し、賃銭の過分の取方、見掛取等は禁ずるといったものであった。

この三点からもわかるように、この布告の骨子は、「一円助郷」と「宿・助郷一体」により、助郷間の定助郷・大助郷等の区別を除いて平等に負担することとして、負担能力を大幅に拡大すると同時に、宿・助郷に共同責任を負わせることにより、宿駅の円滑な運営をはかるうとしたものであった。そして、この見返りとして、人馬遣高制限等の保護が一段と加えられたとみることができよう。

第二期の中心であるこの布告は、その本意が宿・助郷の負担の増加と拡張であるため、容易に実効を上げることができなかった。このため、第二期を通して、政府は一方では宿・助郷の組替えを手直しして「不勤ノ村方」を督励し、不勤をめぐる宿・助郷間の紛争解決をはかり、他方では宿・助郷保護のため定賃銭・人馬遣高の改訂の布告を次々と発しなくてはならなかった。

このような、駅通司によるこの期の「鞭と飴」ともいべき政策は、結局失敗に終る。そして、宿・旧助郷と新助郷間の宿駅経費分担をめぐる大規模な係争のみが、明治政府の行政・司法上に大きな後遺症として残されることとなった。

第三期は、明治三年三月九日太政官布告第百八十五号をもって駅通法改正を布告したのにはじまる。その改正の理由は、一昨慶応四年五月の改正が、戊辰戦争の最中であつたため、ほんとうの改革とはなり得なかつたので、次第に宿・助郷の負担の苦しみが増してきたため「差向駅郷救助之タメ当分別紙之通駅法相定人足遣制限」を行うというものであった。すなわち、前改正の失敗を認めた上で

「当分」と期間を一応限定しての再改正であったことがわかる。

この太政官布告をうけて、民部省から同時に「駅通改正表」が達せられたが、これにより改正の内容を知ることができる。⁽¹¹⁾これによれば、三月末日を限り宿・助郷組替えの制度を廃止し、四月一日より各駅定立人足百人、駅場近傍の対々に定助郷を命じることを根幹としていた。そして、人足賃金は従来の元賃金の十倍を十二倍として、このうち二倍の増し分は駅定立人足の助成にあてるとした。また馬については、定立馬はなく賃金も定賃金を廃し、「相對賃金」として公用継立は宿の都合により人足から馬に振替えることを認めながら、公用継立も定賃金による人馬継立から相對賃金による馬継立に変えることが可能になった。したがって、この措置は次の宿駅制度廃止の前提となる「相對継立会社」設立の前提的意義を持つものであった。

駅通改正表では、この他に宿・助郷組替えの中で廃止した問屋飛脚給米に代え、定立人足設置の代償として各駅諸入費の助成を年三十五石支給することとした。また、各駅の取締りには地方の官員を常駐させ、宿・助郷の管理監督にあたらせる等の措置がとられた。これらの措置は、いづれも輸送業務の専門職を重視し、宿駅の管理・運営を円滑にすることにより、輸送能率をたかめることをねらったものであった。こうした措置を通して、宿駅の管理・監督の責任を、宿と地方官員に負わせながら、駅通司がこれを把握する行政組織を構築しようとしたとみることができよう。

以上のような措置によつて宿駅制度上の障害を緩和し、宿駅の機能の向上をはかったが、しかし、いかに行政上の努力をしても、宿駅制度自体宿・助郷の賦役負担に依存する限り、期待するような成果は、容易にはたさるるものではなかった。

ここに至つて新政府は、宿・助郷の賦役負担に依存せず、継立業務を能率化するため、その民間への委託・特許を考へることとなる。そのため民部・大藏両省の合議をもつて、三年五月「宿駅人馬相對継立会社」設立の方針が決定した。

この構想は、翌四年五月には「陸運会社規則案」へと発展し、まず駅通司により東海道各駅に陸運会社設立が勧奨されることとなった。こうして、四年末から五年初頭にかけて、東海道各駅に陸運会社設立され、同五年一月十日をもつて、各駅伝馬所・助郷ともに廃止された。また、東海道以外の街道ではやや遅れ同年八月末日をもつて伝馬所・助郷の廃止をみた。これにより、各駅での継立業務の一切は、その各駅陸運会社に委嘱され、公私用ともに相對継立となった。こうして、江戸時代初期、幕藩体制確立過程の中で成立し、以来幾多の変遷を経て維持されてきた宿駅制度は終りを告げ、陸上運輸は新しい局面を迎へることとなった。

註(1) 山本弘文「維新时期の街道と輸送」(一九七二・二 法政大学出版局)。

(2) 「続徳川実紀」(改訂増補国史大系)五二巻(二八七頁)慶応四年

一〇月二八日の条。「復古記」第一冊(一五頁、六九頁)慶応四年

一〇月一九日、二六日の条参照。

(3) 山本弘文「戊辰期における軍事輸送」(「日本近世交通史研究」一九七九・一二吉川弘文館所収)。

(4) 第八十六号「言語壅閉ノ弊習ヲ去リ及ヒ諸道宿駅無鑑札無賃錢人馬伝

通ヲ禁ス」(法令全書 明治元年)。

(5) 第二百十四号「宮堂上諸候以下ノ従僕等諸道通行ノ節威權ヲ振ヒ賄賂

ヲ貪ル等ノ宿弊ヲ嚴督ス」(右同)。

(6) 第三百三十九号「御親征中宮堂上領知村々ヲシテ沿道宿駅ノ助郷ヲ勤メ

シム」(右同)。

(7) 第二百号「海内一同助郷ヲ勤メシム」(右同)。

(8) 第三百七十八号「助郷改正并無賃人馬米錢代ノ沐浴ヲ禁ス」(右同)。

(9) 第四百三十五号「宮堂上諸官員其外宿駅通行并人馬賃錢割増ヲ定ム」

(右同)。

(10) 第四百三十六号「助郷組立ニ付宿駅附屬村々ヲシテ印章ヲ請ケシム」

(右同)。

(11) 第四百三十七号「助郷改正ノ際官名ヲ偽リ廻村スル者ヲ点檢セシム」

(右同)。

第四百四十三号「宿駅通行及人馬雇賃賃宿料ヲ定メ荷物賃目等ヲ改定

ス」(右同)。

(10) 第八十八号「駅通規則ヲ定ム」(法令全書 明治三年)

(11) 「右同」これには「人足遣制限表」(二月 太政官)、「駅通改正表」

(二月 民部省)、「諸道賃目改所定則」(二月 駅通司)、「郵伝規則」

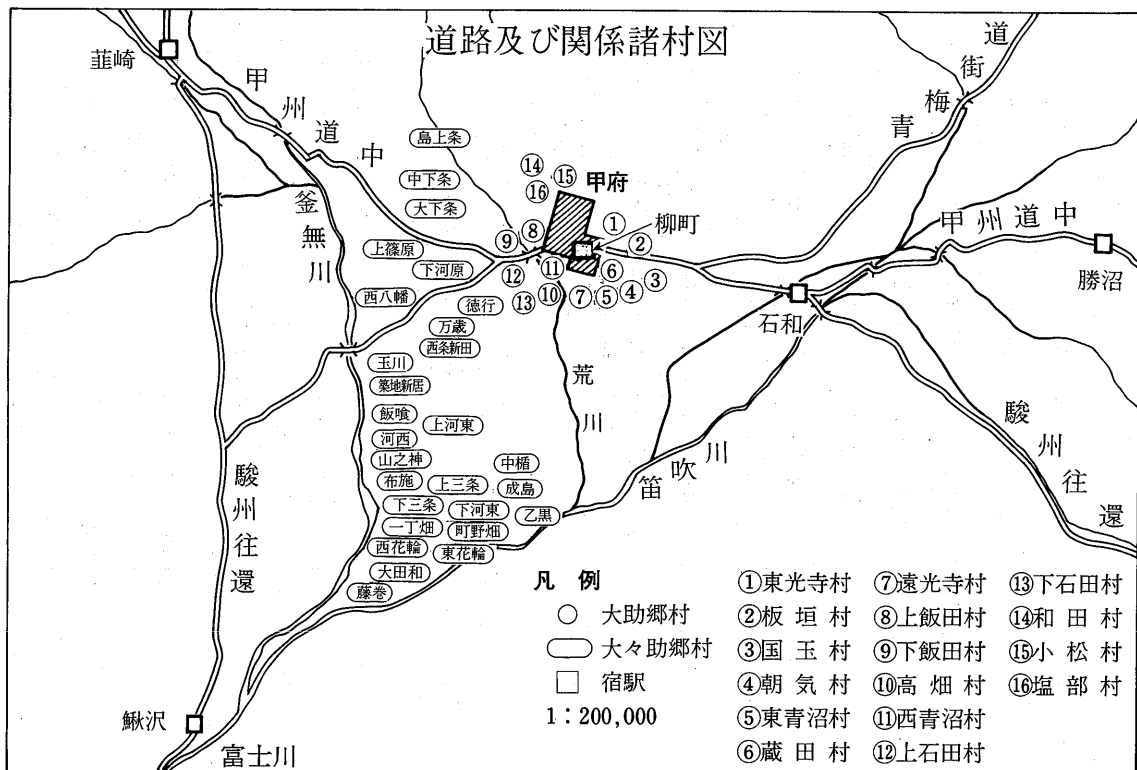
(二月 駅通司)が、附屬している。

二 甲州道中甲府柳町大助郷一件

1 宿・助郷間の負担格差

前章ですでに述べたように、慶応三年十月大政奉還以後、翌四年五月宿・助郷の組替えの行われるまでの間は、旧幕時代以来の宿駅制度が、助郷の範囲を広げはしたがほぼそのまま踏襲された時期であった。しかし、戊辰戦争遂行のための新政府による軍事輸送は、宿・助郷に過大な賦役負担を課すこととなり、宿・助郷間をはじめとする宿駅制度上の矛盾と、それによる対立が一段と激化されていった。

この戊辰戦争期の軍事輸送については、山本弘文教授が「戊辰期の軍事輸送と助郷再編成——宿駅制終末期の一研究——」と題する論文中で、黒羽兵治郎教授の整理・編集された『東海道草津宿史料』（大阪経済大学日本経済史研究所刊）の分析をもとにその実態について論じられている。同論文では、慶応四年二月から明治二年五月頃までについて、同宿に休泊した中山道経由の東山道先鋒軍を対象に、同宿に支払われた休泊賃金を計算し、当時の物価と比較しながら、この休泊賃金が宿駅にとって採算の合うものであったか否かを検討されている。それは「宿駅にとって、少なくとも採算割れというようなものではなかったとみななければならないのである」と、休泊賃金によって宿駅はある程度潤っていたと推定されている。他方、継立賃金については、これを休泊賃金に比較して、はるかに条件が悪るかったように思われるとして、継立人馬数は明らかにできないが、その数はかなりにのぼったと推定して、戊辰戦争の軍事輸送の重庄が、休泊賃金で潤った宿駅よりも、低賃金による継立人馬徴発を強いられた助郷に、「より大きな負担を課したと考えるとさしつかえない」と結論づけられている。



すなはち、旧幕時代以来の宿駅制度がそのまま踏襲されていく中で、戊辰戦争の軍事輸送の重圧は、宿駅制度を支える両輪ともいべき宿・助郷に同条件で掛ったのではなく、非常な偏りをもって掛り、両者に対し正反対の作用を及ぼしたといえる。したがって、宿・助郷両者間の矛盾と格差は、戊辰戦争の軍事輸送の重圧によって一層拡大させられ、宿駅制度の崩壊を促進することとなったとみることができる。

それならば、戊辰戦争による宿・助郷間の矛盾と格差の拡大がどのようにして進み、両者間に紛争が起っていったかについて、甲州道中甲府柳町での宿・定助郷対大助郷間の紛争を例に具体的に考察することにした。

2 幕末維新の政情と柳町駅

まず、この時期における甲府を中心とした甲州の政情と柳町宿について「山梨県史」等を参考に概要を述べることとする。³⁾

幕末の甲斐国四郡(山梨・八代・巨摩・都留)は、甲府・石和・市川の三代官所支配地と三卿の田安・清水家領に分割支配され、甲府は城代がおかれ、町方は町奉行の支配下にあった。この一天領ともいべき甲斐国にとって、大政奉還以後の激しい政情の変化は、その支配に衝撃を与えた。そのことは、この時期の甲府城代の交代から知ることができる。すなわち、城代には慶応三年九月以降小田原藩主大久加賀守が任じられていたが同四年一月に辞任すると、後任の真田信濃守・堀田相模守は辞して任につかず、沼津藩主水野出羽守がようやく二月に任命されたが着任せず、その間小普請支配(旧勤番頭)佐藤駿河守が城代の事を代行していた。

新政府は、戊辰戦争がはじまると幕府・徳川慶喜に対する征討の号令を発し、諸大名の去就を決しさせ、武力制圧の体制を次第に固めていく。その過程で幕領(天領)を朝廷御料とする旨宣言した。それは、慶応四年正月十日「農商へ」と題したもので、次のような

内容であった。⁴⁾

〔前略〕是迄徳川支配イタシ候地所ヲ、天領ト称シ居候ハ言語同断之儀ニ候。此度往古ノ如ク、総テ 天朝ノ御料ニ復シ、真ノ 天領ニ相成候間、左様相心得ヘク候。(後略)〕

これは宣言のみであって、実際の支配を意味しないことはもちろんであった。しかし、その後、東征軍は二月二十八日桑名城を収め、次第に軍事力を強化し、二月九日には東征大総督府軍を編成し、京都を進発させる一方、二月二十日には東海道先鋒総督は名古屋を発し、次第に江戸制圧への体制を固めていった。

こうした中で、東海道先鋒総督は桑名滞陣中、諸藩主及び幕領代官等を召請して「勤王請書」の提出をうながしたため、諸藩主、代官は先を争って西上し、請書を提出し朝廷への忠誠を誓った。甲斐国では、二月十七日東海道先鋒総督柳原前光の桑名陣中からの召請をうけて、甲府城代代行中の佐藤駿河守・甲府町奉行若菜三男三郎・甲府代官中山誠一郎を代表して、中山が陣中に出向き、請書を奉呈し、それぞれ従来通りの支配を続けながら、新政府の指示を待つこととして帰甲した。

甲府が新政府の支配下に入り、その支配権が次第に甲斐国全域に及ぶのは、三月四日因・土面藩兵を率い、松代・高島藩兵とともに甲府入りした中山道先鋒監軍西尾遠江之助、翌五日の東山道総督参謀板垣退助の甲府到着以後である。

この四日夜から五日朝にかけ、佐藤駿河守をはじめとする甲府勤番士の多くは甲府城下を退去し、翌六日甲府鎮撫と称して甲州道中を甲府に向う近藤勇の率いる新選組・会津藩士等も柏尾の戦いに敗れ、甲斐国での東征軍への反抗は鎮まり、甲斐国の支配は新政府の手に移った。朝廷御料が宣言された約二か月後であった。

この三月四日を境に以後甲斐の支配体制は、中央政情の不安定を反映してめまぐるしく変遷する。三月十二日には、東海道総督府参謀海江田武次が甲府に入り、東海道副総督柳原前光の命により国事代理となり、二十三日は柳原の入甲となる。しかし柳原は二十六日

には江戸に向け出発し、五月六日甲斐国鎮撫總務決裁として再び入甲する。その後、六月一日甲府鎮撫府がおかれ、柳原が鎮撫使になるが、十一月五日、鎮撫府は廃され甲斐府がおかれ、府知事に滋野井公寿が任じられ、同月十一日着任、柳原は解任され十三日に上京する。そして、翌二月七日甲斐府は甲府県と改められ、三年五月田安領百三か村を合併して甲斐国全域が甲府県となり、四年十一月甲府県が山梨県と改められることとなる。

以上のようなめまぐるしく変る支配組織に対応して、その下部機構や甲斐国内部の他の支配機構も変遷をくりかえす。慶応四年三月五日の東山道先鋒軍の甲府入り以降、甲府代官中山誠一郎が甲府町奉行を兼帯し、石和代官柴田桂一郎・市川代官増田安兵衛も新政府の下でそのまま支配を委任されていた。その後、同年五月二十二日甲府町奉行が廃され、町差配名倉予何人、属に中村柳三郎他八名が東海道副総督柳原前光により任命された。これに続いて同年八月二日、府県藩三治の方針により天料を知県事支配に改める鎮台府の命令が出され、幕臣であった中山・柴田・増田にかえて、甲府知県事赤松孫太郎（浜松藩士）・石和知県事石田守人（小島藩士）・市川知県事成沢勘左衛門（松代藩士）が任命された。この知県事は、九月より鎮将府支配となつて、民政諸事件は鎮将府会計局の指示をうけることとなつた。先の甲府町差配（局）は、十月より甲府鎮撫府に合併され、市政局と称し訴訟等のことはここで取扱つた。

この甲斐国内部での知県事と鎮撫使による、村方と町方との二分支配は、十一月五日の甲斐府設置によりその下に統合されることとなつた。それによつて、知県事の支配していた旧代官支配地は甲斐府の支配に入れられ、旧代官所は郡政局として甲斐府内に位置付けられ、知県事は郡政局管長として甲斐府の権判府事補を兼任することとなつた。しかし、甲府町方の支配にあつた市政局はそのまま残り、二年八月まで続いた。

甲州道中の宿駅としての柳町は、道中奉行の支配をうけたことはもちろんであつたが、同時に甲府の一町として、直接政治支配をう

けていた。すなわち、享保九年（一七二四）柳沢家の大和郡山移封による甲府勤番設置後は、勤番頭の支配下におかれたが、元治元年（一八六四）三月勤番頭の甲府町方支配兼務が解かれ、甲府町奉行が設置されると、その支配下におかれた。町奉行支配下となつた後も、最終的には勤番頭の決を仰ぎ、城代がおかれるようになる。城代の最終決定を仰いだことはいうまでもない。

先述したように、慶応四年三月五日以後は、新政府の支配下に入るが、直接支配は甲府町奉行より甲府町差配（局）・市政局へと変つた。この柳町駅の概略について、明治四年同駅より提出された「駅高其外取調帳」⁵⁾を中心に、「甲斐国志」巻一提要部 柳町駅⁶⁾、「甲州道中宿村大概帳」⁷⁾等を参考に、維新期の様子を述べると次のようであつた。

宿高はなく、明治四年当時南北四丁四十七間、家数八十五軒、人口五百六十五人。継立は、東京方面石和宿まで一里十九丁、西京方面葦崎宿まで三里二十丁余、駿州方面鯉沢まで四里二十丁の間であつた。公用継立のための宿立人足役二十五人と馬役二十五疋（但し明治三年廃止）を負担していたが、これを補助する助郷は表Ⅰのようであつた。すなわち、定助郷九か町は人足役二百三十人、馬役百十五疋を負担し、大助郷町二十九か町は人足役五百二人を負担した。この他大助郷十六か村は、石高約一万八百余石中役引約千二百余石を除いた約九千五百余石をもつて、大々助郷二十九か村は、石高約二万石をもつて柳町からの触当に応じてそれぞれ課役を勤めた。

これらの助郷町村は、江戸時代以来柳町に附属し助郷役を負担して来た。そして、特に大助郷村は慶応四年の宿・助郷の組替えの中で、甲州諸村の多くが東海道各駅に附属を命じられたが、そのまま柳町に附属し、明治五年の宿駅制度廃止の時期を迎えることとなつた。また休泊施設としては、本陣・脇本陣各一軒づつその他、旅籠十八軒が明治四年当時あつた。

以上のような状況の中で、柳町駅での継立業務をめぐる、宿・定助郷町対大助郷町村の紛争が生じることとなる。

3 大助郷一件

この紛争は、慶応四年三月柳町駅問屋場に諸人足遣見届けのため、惣代二・三人を詰合せ、止障なく継立を行いたいとする大助郷三十二か町の申入れをうけ、大助郷十六か村が、同趣旨の許可を甲府役所(代官所)に求めたことに端を発した。この願書(史料2)の主要部分をみると次のように述べている。

〔前略〕諸人馬遣私宿方并定助町役人取計而已二付、私共村々々大助町三拾式ヶ町役人共二おゐて何分安心難相成、且ハ人足相勤候もの共之内、賃銭受取又ハ今以不相渡義も有之、不平之仕義二付、人足其何分疑惑相掛居、兎角触当有之節彼是申成、私共二おゐて諭方骨折罷在、就而ハ大助三拾式ヶ町役人義、人足遣私見届として兩人宛問屋場詰合帳一面見届、無御差支御荷物御継立仕度旨を以、私共村々江示談有之、村々ニおゐても猶更之義二付、是迄之姿ニ而此上立合不仕候而ハ、人足共弥以疑惑相掛、萬一御差支筋出来候而ハ何共奉恐入候間(下略)

このように、大助郷町村共々「人馬遣私」について、宿と定助郷町役人の取計いに疑念を持ち、触当通りに助郷役を勤めたくないという不満が紛争の根源となった。それに加え助郷人足賃支払いについて、時により、相手により差異があるため、小前層が不平を持ち、触当があつてもこれを理由に助郷不動の言動があり、村役人がその説得に苦労していることに直接的な原因があつた。このような小前層による村役人層への突上げが、惣代をたてての問屋場の人足遣私状況調査要求として、出願されることになつたことがわかる。

これと同時に、もう一つ重要な点は、この出願は、大助郷町からの要請に端を発し、大助郷村々との間に共闘態勢が作られたことであつた。このことは、いうまでもなく、大助郷村々十六か村の結束を前提としたものであつた。それは、対談書(史料3)に見るように十六か村で相互に惣代の問屋場詰合の諸費用はもちろん、今後派生が予測される訴訟費用の割合出銀を決め、結束を誓ひあつた。そ

の上で、四月大助郷三十九か町との間で対談書(史料6)をとりかわしている。それによると、後述するように、問屋場詰合で発見した不正の事実を踏えて強固な共闘関係維持を取極めていゝ。

〔前略〕此上何様差違永引候も難計、乍併一件御調中ニ候共、寛政度之御裁許之通無滞定助町遣私之上ハ、大助郷江人足差出方触当来り候節ハ、多少ニ抱在町ニ而相勤可申、其節急触当可有之も難計、一件中之義相互ニ無不実意睦合、手後等無之様取計可申

(下略)

これにみるように、正規の触当のあつた折には、多少にかかわらず「在町ニ而相勤」、「相互ニ無不実意睦合」課役をはたすことを確認している。甲府町方と近在の村々は先述のように町奉行所と代官所と支配関係を異にし、ともすれば対立的立場にも陥りやすい。しかし、その障害をとりぞかせたものは、宿・助郷の課役をめぐる利害関係であつた。これによつて、甲府四十九か町は二分され、柳町と定助郷九か町の郭内十か町と、郭外の大助郷三十九か町との対立となり、この対立に大助郷十六か村が加わるることによつて、宿・定助郷町と大助郷町村の大規模な紛争に発展していった。

宿及び定助町役人の助郷人馬触当が信用できないとするこの争いは、大助郷側の問屋場での日々遣私等の調査を断られて一頓座したが(史料6)、先のように甲府役所への出願の結果、慶応四年四月一日より許されて、惣代が問屋場に立会うこととなつた。この立会いによつて、今迄の大助郷への人馬触当について、寛政元年中奉行の裁許を無視して過当の触当が行われていたことが明らかになつて事態はさらに複雑化することとなつた。

〔前略〕当月朔日ハ一昨三日迄国玉村・西青沼村ニ而立会候処、立会中ニ限り更ニ触当無之、就而ハ是迄差出候人馬之分為突合、且ハ人馬触取計振割出方等承知致度、昨四日私共一同右役場江罷越、掛合可申と存候折柄、大助三拾式ヶ町江人足三拾人触当有之趣、同町之内役人共分爲知も有之候間、猶更幸之義と存、夫是篤と掛合および候処、問屋役人共申聞候ニハ、定助七ヶ町ニ而七拾

人之人足遣払候上ハ、其余之分大助江触当候旨申之(中略)右等之取計触二而ハ(人馬)差出候義難相成旨役場江断、一同帰村(下略)」とその間の事情について四月五日、惣代七名から甲府役所宛に届書(史料4)を提出している。いまここには原文を省略したが、同史料によるとこの触当は宿側による「勝手触」であるとしている。その根拠は、寛政元年道中奉行根岸肥前守の裁許であった。

この裁許とはどのようなものか寛政元年閏六月十九日付請書(史料1)によつて知ることが出来る。甲府柳町定助郷七か町が、「近年格別通行相増、多分之人馬差出、及困窮候間、大助郷在町三拾式ヶ町拾六ヶ村も定助同様相勤候様仕度」と出願したのに対し、享保年中の明細帳に「七ヶ町合而百拾五疋・人足貳百廿九人御伝馬役」と記載されていることを理由に「平日之継立、大助郷江も触当度由ハ新規之義故、願之趣無御取上」として下された裁許であった。

すなわち、寛政元年の道中奉行裁許による限り、定助郷町の負担すべき二百二十九人、百十五疋の人馬を遣払った後でなくては、大助郷町村に人馬触当ができないと言ふものであった。しかるに、問屋場では定助町負担は七十人といひ、その後「私共供々問屋日締帳披見いたし候処、馬拾七疋・人足六拾壹人式分遣払二而大助町江触当」(史料7)られたのであった。

この四年四月四日の問屋場での人馬遣払いと大助郷町への触当状況把握によつて、従来より大助郷町村のいだいていた「諸人馬遣払宿方并定助町役人取計」に対する疑惑が、単なる疑惑でないことが実証されたのであった。

こうした問屋側の態度に対し、大助郷町村側は、素早く反応し、次々と有効な手を打っている。すなわち、その翌五日甲府役所(甲府代官所)に問屋の不正について不満のため大助郷の人馬差出さないう旨の届(史料4)を出したのに続いて、さらに届出後差控えていたが「時節柄何時人馬多分御入用御座候も難計、其節御差支有之候而ハ奉恐入候義二付」是迄私共村々差出候人馬遣払方、諸帳面見届「け、助郷人馬を勤めたい。ついでには、役所から宿側に、問屋場関

係諸帳面の大助郷側からの調査を認めるように説得して欲しいと、願ひ出ている(史料5)。そして、先述したように大助郷町村間で誓約を結び(史料6)、大助郷町が、この件で甲府奉行に宿・定助町を相手取り訴え出たのに追従して「不正出入御吟味奉願上候一件江私共村々差加り、御吟味奉請度」と、甲府役所に甲府町奉行所への訴願書提出方を依頼し(史料7) 実質的に大助郷町との共闘へと持込んでいる。

この甲府町奉行所への訴願は、吟味をうけるについては「当正月已来諸人馬遣払日締帳并賃銭請見届、為突合被仰付、已来之規則相立候様仕度」と、甲府役所に対すると同様の内容をもつものであった。この諸帳面見届けを願うという方法は、大助郷町村側にとつては、事件解決の極め手として重要な意味をもつものであった。

しかし、この訴願が出され吟味が開始されると、宿側からは「日延猶予願」が提出され、その日延中の五月二十二日甲府町奉行は廃止され、甲府町差配がおかれることになって吟味は中断してしまつた。このため、八月に吟味促進の願書(史料8)が甲府役所を経て甲府町方差配役所に提出された。この再願に対して、差配役所は人馬遣払については、役所で嚴重取調べるから、惣代は帰村するよう命じた(史料9)。しかし、「当春中相勤候人馬賃銭、問屋方二而不平之渡方二有之前書諸帳面(人馬遣払帳・賃銭請払帳等)未夕見届已前二候得ハ、村々夫錢江組込不相成、追々夫錢割合時節二差向差支、何共心痛」(史料9)しているので、早々に帳面見届けを沙汰して欲しいと、十月十七日付をもつて、吟味の促進を町方差配役所に直接訴えている。

しかし、この再願も「宿詰可罷有」(史料10)とのみで吟味が進まないままに、十一月五日甲府鎮撫府が廃止され甲斐府が置かれ、十一日には滋野井知府事が着任し、十三日には、解任された前鎮撫使柳原前光が上京するため、大助郷町村はもとより大々助郷村々も人足が触当られた。このように、人馬触当の問題で係争中にもかかわらず、その問題は未解決のまま、課役のみ強いられることにたま

りかね、大助郷村からは翌十四日さらに吟味促進のため甲府役所に再々出願がなされている(史料10)。

〔前略〕私共二おゐて村々惣代として罷出居、御調筋無之候間、兎角疑惑受当惑(中略)此上不時御用人足御触当有之候共、御用大切と承知仕居候得共、小前共二おゐてハ承伏不仕(中略)右一件御取調無之候而ハ、惣代之者共相手方江馴合引摧居候杯疑惑受、何共嘆ケ敷候(下略)」

この文面からわかるように、小前層の下からの激しい突上げにあり、他方吟味が進まないため苦しい立場に立たせられた惣代の心情が吐露されている。

このように、再三にわたる出願にも吟味は進まず、さらに翌二年三月ほぼ同様な内容をもって「何卒出格之以御仁恤、市政御局江御掛合越被成下置候様」(史料11)と、甲府役所に出願している。

これほどまでに取調べが遅滞した原因は、様々あっただろうと考えられるが、その最大のもの、先述したような維新时期の政治的混乱であった。甲斐国は一国天領とも言える地域であり、しかも江戸の西側に位置する重要な地であつただけに、先にみたように東征軍の江戸進撃の目標となり、藩領とはちがつて新政府の政治的動きの直接的影響下にあつた。これがこの紛争にも大きな影をおとしていた。この紛争の当初から一か年間に、この取調べにあつた係も、

甲府町奉行——甲府町方差配役所——甲府町差配局——甲府市政局へと変り、その上部の支配者は、(城代)——総督府参謀——鎮撫

政務總裁——鎮撫使——府知事とめまぐるしく変つた。こうした政治的混乱の他にも原因があつたといえる。それは、中央政府自体、宿駅制度の将来について、この時期明確な見通しと方針をまだもつていなかったことによるものであつた。先述のように、大政奉還後間もない慶応三年十月、宿駅制度は「是迄通り」と幕府より触れさせて以来、同四年五月、宿・助郷の組替えへと着手はしたものの、その布告の不徹底に苦慮する有様であつたから、各地に生じた宿駅制度に関する具体的な問題について、地方官が容易に処理すること

ができない状況であつた。したがって、この柳町大助郷一件についても、一応地方での政治的混乱が収まり、中央政府が宿駅制度について一層明確な姿勢を打ち出さなくては、市政局としても容易に結論を出すことができなかったとみることが出来る。

このように取調べの遅れた原因みると、この再々出願の行われた明治二年三月は、地方政治が安定を得て、中央での宿駅制度に関する積極姿勢が打出された時期であつた。すなわち前年閏四月「政体書」を発し、府・藩・県による地方政治は、同年十月行政官布告により「藩治職制」を發し諸藩政の中央集権的統一を図り、二年二月五日には「府県施政順序」を定めて、府県事務の概目と府県施政方針が指示されて政治的安定を得て、六月には版籍奉還が実施されようとしていた。また、宿駅制度では御東幸のための人馬賃金の引上げ人馬遣高の改訂が行われ、前年五月の宿・助郷の組替えの徹底をはかるため、再度「改正仕方書」を發し、宿駅の附属村々は「御用無滞相勤可申者也」と命じ、助郷が命じられても二重役等になる村方は、三月二十日までに上申するように指示する等積極的に宿駅制度実施の姿勢を打出していた。

大助郷十六か村から再三・再四にわたつて出された取調べ促進の願書は、以上のような情勢の変化を背景に、二年三月晦日市政局が関係者双方を呼出し、問屋側に諸帳面突合せを行うよう命じたことによつて功を奏した。その結果、三月四日市政局内で、双方立会いの上諸帳面の突合せを行う話し合いがついて、紛争解決の曙光が見えはじめた(史料12)。

しかし、この諸帳面突合せを行うまでもなく、すでに昨年四月四日、紛争の発端となつた大助郷町への人足触当の際明白のように、触当方法が寛政元年の道中奉行の裁許に反するものであることは明らかであつた。しかも、賃金については、継宿までの里数をもつて差異なく下げ渡されているものもかかわらず、人により、時によつて様々に差異があつた。例えば、まったくの無賃の場合があり、支払われたにしても、人足一人につき石和駅への継立では百

表I 柳町宿助郷一覽

町名	人足役	馬役	町名	人足役	町名	人足役	町名	人足役	町名	人足役		
宿	柳町	25人	25疋	大助郷町	金ノ手町	21人	愛宕町	22人	八幡町	4人	新青沼町	20人
定助郷	八日町	49	24.5	39か町	上一条町	47	元紺屋町	4	袋町	10	元柳町	24人
9か町	山田町	38	19	503.5人	下々	32	元城屋町	20	白木町	9	新紺屋町	—
230人	三日町	34	17	{7か町	和田平町	31	広庭町	7	広町	19	細工町	—
115疋	魚町	31	15.5	役引)	城屋町	14	横田町	4	堅町	2	大工町	—
	穴山町	18	9		西一条町	35	元緑町	2	元連雀町	1	畳町	—
	上連雀町	17	8.5		緑町	46	元穴山町	8	元三日町	15	工町	—
	下々	9	4.5		片羽町	23	久保町	13	上横沢町	7	鍛冶町	—
	堅近習町	14	7		西青沼町	32	手子町	2	下々	6	桶屋町	—
	横々	20	10		境町	6.5	御崎町	2	相川町	15		

村名	石高	村名	石高	村名	石高
大助郷村	東光寺村 445.570	大々助郷村	湯村 209.946	上三条村	536.760
16か村	板垣村 1305.734	29か村	大下条村 789.025	下々	520.281
10836石余	国玉村 870.731	20106石余	中々	1236.904	布施村 864.106
(1278石	朝気村 464.249		島上条村 1065.220	東花輪村 905.240	
役引)	東青沼村 309.110		西八幡村 568.107	西々 833.864	
	蔵田村 145.850		篠原村 1032.875	大和田村 297.182	
	遠光寺村 1414.335		万才村 174.877	老町畑村 609.193	
	上飯田村 1210.257		德行村 513.660	藤巻村 506.825	
	下々 541.518		玉川村 223.340	上河東村 833.556	
	高畑村 410.842		飯喰村 305.000	下河東村 1844.543	
	西青沼村 497.792		築地新居村 163.005	乙黒村 1203.001	
	上石田村 867.458		西条新村 1379.756	町野田村 375.882	
	下々 426.475		西条新村 295.689	成島村 1433.700	
	和田村 751.958		河西村 359.245	中橋村 610.635	
	小松村 169.673		山ノ神村 595.300		
	塩部村 1004.977				

表II 大助郷村賃銭精算表

月	継立先	継立区分	継立数	単	賃	賃	宿助成金	既渡賃銭	未渡賃銭
				貫	文	貫	貫	貫	貫
1月	中	石和	本馬	41疋	568	23.404	4.678	—	18.722
2月	中	菲崎	人足	485人	692	337.476	67.492	242.500	27.480
〃	〃	〃	本馬	35疋	1,380	48.804	9.692	17.500	21.208
〃	〃	鯨沢	人足	18人	887	16.030	3.206	10.800	2.024
〃	〃	石和	〃	234人	278	65.812	13.160	46.800	5.848
〃	〃	〃	本馬	31疋	568	17.641	6.511	6.200	4.930
3月	中	菲崎	人足	371人	692	258.151	51.630	185.500	21.022
〃	〃	〃	本馬	153疋	1,380	211.648	42.329	76.500	92.819
〃	〃	鯨沢	人足	92人	887	81.936	16.384	55.200	10.348
〃	〃	〃	本馬	30疋	1,778	53.436	10.715	18.000	24.721
〃	〃	石和	人足	304人	278	85.500	17.100	60.800	7.600
〃	〃	〃	本馬	115疋	568	85.466	17.090	30.000	38.372
4月	中	菲崎	〃	45疋	1,380	62.248	9.960	22.500	29.784
〃	〃	石和	〃	20疋	568	15.412	3.079	5.400	6.926
3月5日~9日	〃	〃	人足	306人	50.7	16.118	—	—	16.118
計				1810人 470疋		1379.082	273.026	777.700	327.945

註 1. 「覚」(史料16)の記載数により記入し、差異はそのままにした。

2. □内は「覚」記載の未渡賃銭合計である。

文または二百文、馬一疋につき三百文、馬を買入れて請負う者には二貫文あるいは二貫百文という差異があり、葦崎駅への継立も同様に種々差異があった(史料15)。したがって、こうした事実が確認されている以上、諸帳面を突合せて、数的なつめを行うことは必要であつたにしても、事実確認のためにはそれは必要なく、紛争を取調べた結果についての黑白は明白であつた。このため、双方に示談によつて解決をはかろうとする機運が高まつて来たことは容易に想像がつく。四月二十日付の大助郷村惣代と宿役人連名による願書(史料13)は、その間の状況を反映したものであつた。

〔前略〕今以取調中之義二而延日相成、奉恐入候間、何卒格別之以御慈悲、来廿九日迄御日延御猶予被成下置度(下略)〔

こうして、大助郷村惣代による諸帳面突合せの進む中で、惣代に對し宿役人からの示談の交渉が行われ、大助郷側もこれを受入れ、示談したいからと、市政局にその許可を求めて伺書(史料14)を提出した。その際、宿側は紛争原因について次のように弁解し、解決方法を示している。

〔前略〕駅役人共々寛政御規則ニ相振遣^(應)いたし候義ハ、宿役人共不手馴義ニ而取計候段不念之趣、依而ハ人足賃錢渡方不平之義も急速取調、已来ハ規則相立候様可取計旨を以、示談いたし呉候様再三掛合有之(下略)(史料14)

これによると、寛政元年の裁許状に反した触当は、宿役人の不馴れのための過ちで意識的にやったことでないから許して欲しい。賃錢の渡し方の不公平は、取調べて善処する。今後はこうした問題が生じないように、宿と大助郷間に規則をたてるという内容であつた。

この三条件を大助郷村側は了解し、市政局の許しを得て示談が成立した。この結果、表Ⅱでみるように慶応四年正月より四月までの人馬賃錢について精算し、宿側より大助郷村側に未渡分人馬賃錢として約三百二十八貫文が支払われ(史料16)、それと同時に、人馬触当についても、市政局の斡旋によつて双方で内談し、定人馬について取極めを行つて、定助町へ通達して、済口証文を作製すること

で話しあいがついた。しかし、この済口証文は容易に作製にいたらなかつた。このため大助郷側からは、明治二年六月二十九日・八月三日の両度にわたり、市政局へ済口証文作製の督促を宿側にしたいと願ひ出ている(史料17・18)。

〔前略〕右之分(賃錢)ハ残らず柳町私共受取、就而ハ触当人馬之義ハ御利解^(應)ニ基、駅方江内談為取替、定人馬取極候得共、一応右之趣定助町江通達之上、済口仕度段申聞候間、定助大助之間柄、後日意論有之候而ハ御繼立御差支と存差扣、其後度々柳町宿役人江及催促候得共、不取留義申居、何分抄取方不相成、(中略)柳町駅問屋并宿役人被召出、決算勘定相済候上ハ兼而對談之通触当人馬差出方取極、済口証文奉差上候様被仰付被成下置(下略)〔(史料17)〕

これにみるように、大助郷村側が「定助大助之間柄」を理由に後日問題の起ることを懸念して、定助郷町に通達して済口証文を作製することを主張するのに対し、理由は明らかでないが、宿側は何かと反對して済口証文を作らうとしなかつた。

これは、最終的にどのような結末にいたつたか知り得ないが、紛争は一応終つたとみることが出来る。なお、大助郷町について、どのような紛争の経過をたどつたか知り得ないが、ほぼ同様な解決に至つたのではないかと考える。その点今後の究明が必要である。

以上、紛争の経緯についてみたのであるが、次に二・三の問題について考察したい。

この紛争解決の際、慶応四年正月より四月までの間を限り、賃錢を清算したことについて考えてみる。この期間を対象にしたのは、この期間中大助郷村への人馬触当が行われたことと、この期間中の賃錢支払に問題があつたためであることはもちろんである。しかし、この時期についてみるとその始期にあたる同年正月は、戊辰戦争の開始によつて公用継立が急増した時期であり、終期にあたる四月は、江戸開城から「政体書」が発せられ、宿・助郷を一体とする宿・助郷組替えの命じられた時期であつた。このことから、この紛争は、

三月四・五日の東山道先鋒軍の甲府入城ともなう人馬触当を直接契機として起り、同様の人馬触当の行われた前後の時期——正月より四月までが対象とされたとみることができるとする。その後、宿・助郷組替えによる宿・助郷の一体化によって、旧大助郷村が柳町駅に附属し、共同して継立の課役を勤めなくてはならなくなったから、その時期以降は、こうした宿・助郷間の触当は宿側から大助郷側に一方的に行われるものでなくなり、それ自体争いの対象にはならなくなった。そのため、四月以降は清算の対象から除いたのではないかと考えられる。

この期間について、人馬賃銭の清算が行われたわけがあるが、それは表Ⅱ・Ⅲにみるとりである。それによると、月別に継立人馬ごとに賃銭を集計し、それから宿助成金と渡済み賃銭を差引いた残額が、未渡し賃銭であり、この分が宿から大助郷村に支払われた。

それによると、慶応四年正月から四月までの四か月間に、大助郷十六か村から徴発された人馬は、三月を頂点として、人足千八百八十人、本馬四百七十疋に達した。この人馬をもって甲府柳町から石和・葦崎の他、駿州往還にあつて富士川舟運の起点歟沢への継立が行われた。その賃銭の合計は約千三百八十貫文となり、宿助成金約二百七十三貫文、既渡賃銭約七百八十貫文、未渡賃銭約三百二十八貫文程であつた。これを大助郷十六か村平均でみると、表Ⅳのように一村あたり人足百十三人、本馬二十九疋の負担で八十六貫文余の賃銭となり、役高九千五百五十八石余と比較すると、百石につき人足十五・七人、本馬四・九疋の負担で十四貫二百余文の賃銭となる。

これらの数値については、他に比較する資料がないため、多寡をうんぬんすることはできない。しかし、大助郷村に人馬触当の行われる以前は、表Ⅰでわかるように、柳町宿立人馬役二十五人・二十五疋、定助郷町人馬役二百三十人・百十五疋、大助郷町人足役五百三人半が触当てられていなくてはならないはずである。その後はじめて大助郷村に触当てられるのであるから、宿以下人馬役七百五十八人半・百四十疋が遣払われた上で大助郷村分が加算されるから、

総数は相当多数となる。したがって戊辰戦争の開始後、いかに人馬継立が激増したからといって、度々大助郷村への触当が行われれば、宿の人馬遣払について宿・定助町役人の取計いに安心できず、疑念が生じるのは当然であつたといえよう。

次に表Ⅲによって、さらに宿と大助郷村との關係を通して、宿駅制度の問題について考えてみたい。この表Ⅲは、大助郷村の賃銭について作った表Ⅱを項目別に集計したものである。この表によれば、大助郷十六か村に渡すべき賃銭は、人足賃銭約八百六十一貫文、本馬賃銭五百十八貫文、計千三百七十九貫文余である。その中から大助郷村側が賃銭について問題とする以前、賃銭として支払われた分は、人足賃銭六百一貫文余、本馬賃銭百七十六貫文余であつて、合計七百七十七貫文余に過ぎない。これを大助郷十六か村に渡すべき賃銭の総額と比較すると、人足賃銭は約七十%、本馬賃銭は、僅か三十四%にすぎず、合計でも五十六%しか渡されていないこととなる。すなわち、もし、この賃銭問題について大助郷村側が宿側を追求しなかつたとすると、また市政局が、諸帳面突合せを宿側に命じなかつたとすると、大助郷側が当然受取るべき賃銭の約半額が宿側の利益に加えられることとなつた。とりわけ本馬賃銭は、その三分の二が宿側の手中となるところであつた。

いま、史料が不十分のため、宿側がどのような意図をもって寛政元年の道中奉行裁許を無視したのか、また、定助等の人馬遣払いがどの程度で大助郷に人馬触当を行ったのか、これら未渡賃銭は、そのまま渡さない積りであつたかなど不明の点が多い。しかし、紛争の経緯をみる限り、大助郷側の厳しい追求をうけ、それを逃れ得ず止むなく清算した感をまぬがれることはできない。してみれば、宿側としては、継立の激増によって切迫する定助町を含む宿財政危機を切り抜ける手段として、宿・定助町の人馬遣払いを少くして、大助郷村への人馬触当を増し、自己負担の軽減を計つたとみることができよう。

この章の当初に述べたが、山本弘文教授の指摘するように、戊辰

表Ⅲ 大助郷賃銭集計表

人馬別	継立数	賃 銭		宿助成		既渡賃銭		未渡賃銭	
		貫文	貫文	貫文	貫文	貫文	貫文		
人 足	1810人	861.023	168.972	601.600	90.440				
本 馬	470疋	518.059	104.054	176.100	237.482				
計		1379.082	273.026	777.700	327.922				

註 1. 「覚」(史料16)の記載数により項目別に集計したた
め横の集計に一致しない。

表Ⅴ 大助郷村継立人馬表

継立方面	月					計
	1 月	2 月	3 月	4 月		
石 和	— ④1疋	234人 ③1疋	610人 ①15疋	— ②0疋	—	844人 ②07疋
鞆 沢	—	18人	92人 ③0疋	—	—	110人 ③0疋
葦 崎	—	485人 ③5疋	371人 ①53疋	— ④5疋	—	856人 ②33疋
計	— ④1疋	737人 ⑥7疋	1073人 ②98疋	— ⑥5疋	—	1810人 ④70疋

註 1. 一般数字は人足数である。
2. ○内数字は本馬数である。

表Ⅳ 大助郷村賃銭比較表

	人馬別	継立数	賃 銭		宿助成		既渡賃銭		未渡賃銭	
			貫文	貫文	貫文	貫文	貫文	貫文		
一 村 平 均	人 足	94 人	52.807	10.560	37.600	4.645				
	本 馬	29.4疋	32.378	6.503	11.006	14.842				
	計	—	86.192	16.063	48.606	19.487				
100石 平 均	人 足	15.7人	8.839	1.767	6.294	0.777				
	本 馬	4.9疋	5.420	1.088	1.842	2.484				
	計	—	14.259	2.856	8.126	3.262				

期の交通運輸量の激増が、休泊賃銭により潤う宿駅と、低額な継立賃銭により重い負担に苦しむ助郷との負担格差が拡大する事実と、柳町駅の例にみる宿側の大助郷側への搾取ともいえる行為とを結びつけて考えてみると、宿・助郷間の矛盾・対立は想像以上に深刻であったことがわかる。特に柳町の場合、宿助成の名目をもって、継立賃銭の二十%が宿の収入なることを考えあわせると、この時期の交通運輸量の激増は、宿駅の収益を単に休泊賃銭のみでなく、二重・三重にも増大させたことがわかる。ましてや、大助郷村の未渡し賃銭も渡たさなかったとしたら、宿駅は一段と収益を増したにちがいない。

このような宿側の大助郷側への搾取ともよべるような賦役負担の転嫁に対し、大助郷側が適切な時期を把えての粘り強い抵抗が効を奏したことは、すでにみたとおりである。表Ⅴは、この期の甲州道中の動きを鮮明に映し出している。これを見てわかるように、慶応四年二月から三月にかけて、甲府柳町駅からの継立人馬は、継立方向を西か東——葦崎から石和へと変えている。それは、戊辰戦争開

始・徳川慶喜の東帰・東征軍の江戸進撃といった軍事・政治上の動きに対応したものであった。この中心となるものは、同年三月四日にはじまる東山道先鋒軍・東海道総督軍をはじめとする諸藩の甲府入城であったことは度々述べた通りである。この期をとらえ、大助郷側の宿側への追求がはじまったのは、東山道先鋒軍の甲府入城と、勤番頭をはじめとする勤番士の退去という、新旧政治勢力の交代によつて生じた政治的統制の弛緩を、巧みに利用したために他ならない。そして、その後の政情の変化に深い関連を持ちながら、紛争解決へと進んでいったと見ることができよう。

この紛争の起つた時期は、明治期ではありながら、宿駅制度上はその終末期であり、従来の宿駅制度がそのまま踏襲され、従来の宿駅制度内部に集積されてきたものが一気に爆発した時期であった。そして、争点の一つが旧幕道中奉行の裁許の運用であったことである。この紛争は過渡的時期の問題として、極めて象徴的であったといえる。

註

- (1) 「日本近世交通史研究」(一九七九・二二吉川弘文館)所収。
- (2) 同論文中「戊辰戦争と軍事輸送」(二四八―二五六頁)参照。
- (3) 「山梨県史」第一巻政治部県治、制度部職制参照。
- (4) 第三十一号「徳川慶喜ヲ征シ旧幕領地ヲ直隸ト為スノ令ヲ農商ニ布ク」(法令全書)明治元年。
- (5) 「甲州文庫史料第五巻交通運輸篇」(一九七六・一二山梨県立図書館五八頁―六六頁)。原史料 山梨県立図書館所蔵「甲府柳町駅高其外取調帳」(甲〇一九六・八一―一八)。
- (6) 「甲斐国志」巻一提要部柳町駅(「甲斐叢書」十、一二頁)。
- (7) 「甲斐道中宿村大概帳」(「近世交通史料集」六、一九七二・三 吉川弘文館 八五六頁―八七五頁)。
- (8) 定助町は当初七か町であったが、その後連雀町が上・下二町に分れ、近習町が堅・横町に分れて九か町になった。これら七か町は郭内あるいは土手内七か町(九か町)とよばれ、郭外三十九か町と対称された。大助郷町は、郭外の三十九か町であるが、このうち、職人町七か町は役引のため一般には、大助郷三十二か町とよばれた。職人町名は表一参照。
- (9) 「甲州文庫史料第五巻交通運輸篇」(一九七六・一二 山梨県立図書館三三頁―三五頁)一 甲府柳町宿書上并伝馬助郷証文九 自慶応四年至明治二年柳町大助郷一件書類。原史料山梨県立図書館所蔵「山梨巨摩両郡拾六か村大助郷一件書類」(甲〇九六・八一―七一)。この一件書類は次のような一八通からなる。便宜上史料1より18まで仮番を付した。
- (10) 史料1 寛政元年六月十九日「差上申一札之事」道中奉行裁許に対する定助郷・大助郷町惣代請書。
- 2 慶応四年三月「乍恐以書付奉願上候」大助郷十六か村から甲府代官所への願書。
- 3 同三月「対談書之事」大助郷十六か村による対談議定。
- 4 同四月五日「乍恐以書付御届奉申上候」大助郷十六か村惣助郷不勤の旨甲府代官所へ届。
- 5 同四月「乍恐以書付奉願上候」大助郷十六か村惣代より諸

- 6 帳面見届に付甲府代官所へ願書。
- 7 同四月「為取替対談書」大助郷町と村との共闘についての対談議定。
- 8 同四月「乍恐以書付奉願上候」大助郷惣代より甲府町奉行へ諸帳面見届願書。
- 9 同八月「右同」大助郷十六か村より町方差配役所へ再願。
- 10 同十月十七日「右同」大助郷十六か村惣代より町方役所へ再々願。
- 11 同十一月十四日「右同」大助郷十六か村惣代より甲府代官所へ差配役所への再願督促。
- 12 明治二年三月「右同」大助郷十六か村惣代より甲府代官所へ市政局への再願督促。
- 13 同四月朔日「右同」大助郷十六か村惣代より甲府代官所へ諸帳面突合せに付届。
- 14 同四月廿日「右同」大助郷十六か村惣代より市政局へ諸帳面突合せ日延届。
- 15 同四月「乍恐以書付御窺奉申上候」大助郷十六か村惣代より市政局へ示談に付伺。
- 16 同五月二日「乍恐以書付奉申上候」大助郷十六か村惣代より市政局へ問合せに答。
- 17 同五月「覚」柳町宿役人惣代・大助郷十六か村惣代より市政局へ諸帳面突合せ結果報告。
- 18 同六月廿九日「乍恐以書付奉願上候」大助郷村惣代より市政局へ済口証文取為替促進願。
- 19 同八月三日「右同」大助郷十六か村及惣代より市政局へ済口証文取為替促進願。
- (11) 第二百四十三号「宿々改正任法書」(「法令全書」明治二年)
- (12) 第二百四十四号「宿助郷組替方ラ命ス」(右同)。
- (13) 第二百四十六号「各道助郷組替ニ付従来助郷ニ関スル事項ヲ録上セシム」(右同)。